

教育職員免許状取得条件

- (1) 本学において、学則第 14 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、所定の単位を修得すれば、栄養教諭一種免許状が取得できる。ただし、この教員免許は栄養士免許を取得したのちに交付となる。
- (2) 教育職員免許状を取得するためには、教育職員（栄養教諭）を目指す意思が確固たるものでなければならない。特に、学外の実習科目は、安易な気持ちで実習を履修することがあってはならない。
- (3) 教育実習校については、原則として学生各自が教育実習校の内諾を得なければならない。
- (4) 次の条件にしたがって科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
 - ① 本学管理栄養学科に在籍し、卒業に必要な最低修得単位数を修得すること。
 - ② 国家と法（日本国憲法）（2 単位）、健康生活と生涯スポーツ（2 単位）、英語コミュニケーション（2 単位）、情報リテラシー（2 単位）を修得すること。これらの科目は 1 年次または 2 年次に修得することが望ましい。
 - ③ 学外実習科目である「栄養教諭実習Ⅱ」については、その履修条件を別に定める。また、これらの科目の履修については、履修費を別に納付しなければならない。
 - ④ 下記「栄養に係る教育の基礎的理解に関する科目等」「栄養に係る教育及び教職に関する科目」について所定の単位を修得すること。

教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目

施行規則に定める科目区分等				左記に対応する開設授業科目			備考
科目区分	各科目に含めることが 必 要 な 事 項		単位数	授業科目	単位数		
					必修	選択	
第 66 条 の 6 に 定 め る 科 目 教 育 職 員 免 許 法 施 行 規 則	日本国憲法		2	国家と法（日本国憲法）	2		
	体育		2	健康生活と生涯スポーツ	2		
	外国語コミュニケーション		2	英語コミュニケーション	2		
	数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は情報機器の操作	数理、データ活用及び人工知能に関する科目	2	情報リテラシー	2		
				合 計	8	0	

教育の基礎的理解に関する科目等

施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目			備考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授 業 科 目	単位数		
				必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	教育原理（中・高・栄養）	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教師論	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営の事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育と社会	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育・青年心理学	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育論（中・高・栄養）	2		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論（中・高・栄養）	2		
生徒指導、総合的な学習の時間等の内容及び教育相談などに関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容	6	道徳の理論と指導法	2		
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		特別活動・総合的な学習の時間の指導法	2		
			教育の方法と技術	2		
			情報通信技術の活用	1		
			生徒指導（栄養）	2		
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	2		
教育実践に関する科目	栄養教育実習	2	栄養教諭実習Ⅰ	1		
			栄養教諭実習Ⅱ	1		
	教職実践演習	2	教職実践演習（栄養）	2		
			合 計	27	0	

栄養に係る教育に関する科目

施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目			備考
科目 区分	各科目に含めることが必要な事項	単 位 数	授業科目	単位数		
				必修	選択	
関 与 す る 科 目 に	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項	4	栄養教諭論Ⅰ	2		
	幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項					
	食生活に関する歴史的及び文化的事項		栄養教諭論Ⅱ	2		
	食に関する指導の方法に関する事項					
			合 計	4	0	